

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月七日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第八十号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「は、東京手形交換参加地域及び横浜手形交換参加地域を支払地としたものでなければならぬ」を「の支払地の区域は、全国の区域とする」に改める。

付 則

この規則は、令和四年十一月四日から施行する。

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月七日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第八十一号

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特別区税条例施行規則（昭和六十二年三月東京都北区規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「東京手形交換所」に加入している銀行（代理交換委託者を含む。以下「所在地の銀行」という。）を「区の指定金融機関が加入している手形交換所」に加入している銀行に改め、同項第二号中「支払場所を所在地の銀行」を「区の指定金融機関が加入している手形交換所に加入している銀行を支払場所」に改める。

付 則

この規則は、令和四年十一月四日から施行する。